

別記様式第1号(第四関係)

あ じ む ち く か っ せ い か け い か く  
安心院地区活性化計画

大分県宇佐市  
大分県

平成26年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	安心院地区活性化計画	市町村名	宇佐市	地区名(※1)	安心院地区	計画期間(※2)	平成26年度～平成28年度
都道府県名	大分県						

## 目 標 : (※3)

宇佐市安心院町では、農業従事者の高齢化や担い手不足等が要因となり山間地域や周辺部の農村地域から活力が失われ、耕作放棄地が増加しつつある。また農作物の価格低迷が続く中、農業産出額の減少が顕著となっており、農地や農村景観を守り、また農作物を安定生産していくことが大きな課題となっている。

農地や農作物といった農業資源は、地域の「食料」や「環境」を支える重要なアイテムであり、いったん崩壊すると復元に多大な時間と経費が必要となる。そのため、耕作放棄地の解消対策を積極的に展開し、環境保全を進めるとともに、農産物の安定供給、農業産出額の増大を目指す。

具体的な数値目標としては、茶に関して補完的整備を進め地域産物の販売量の増加としてH25(11,438kg)→H28(39,715kg)とする。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

宇佐市は、平成17年3月に1市2町が合併し誕生した新市で、大別して旧市町をエリアとする宇佐、安心院及び院内の3地域で構成されている。そのうち旧安心院町は、人口は約7,140人、面積は約113km<sup>2</sup>で、近年は人口の減少に加え、高齢化の進展が著しく、高齢化率は40%に達している。

安心院地域はぶどうの産地として、またグリーンツーリズムのまちとして有名であり、グリーンツーリズムにおいては、「東の遠野、西の安心院」と称されるほど、農村民泊の先駆的存在である。現在では、修学旅行や教育旅行などで年間5千人以上を受け入れている。

### 現状と課題

農作物は、天候に左右されるものであり生産量等に波があるので安定的な所得の維持につながりにくい構造となっており、農業者の生産意欲を低下させる要因となっている。同じ面積でも、収量、単価による差は大きい。

さらに近年では、産地偽装や残留農薬問題などにより消費者の食に対する不安が広まっており、安全安心な農作物をいかにして収量を増やし、安定供給していくかが地域農業の大きな課題となっている。

### 今後の展開方向等(※4)

宇佐市農業・農村振興計画に基づき、宇佐の地域産物の販売量増加、販売額の増加を考え、担い手の育成や振興作物の産地拡大、販路の確保等に取り組む。

具体的には、既存の農家の作物への被害低減を進め、農業生産額の増大を目指す。

このように、活性化計画を通して、農業生産所得の向上といった大きな課題の解決に向け、官民一体となった取り組みを行う。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
宇佐市	安心院地区	農地等補完保全整備(産地振興追加補完整備)	(株)碑成園	有	二	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域

宇佐市地区(大分県宇佐市)	区域面積	43,912 ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積14,710haのうち耕地面積が2,716ha、林野面積が8,265haと農林業に供する面積が全体の約75%を占めており農林業が基幹産業となっている。また、全就業者数8,982人のうち、農林漁業従事者数は3,581人で、39%を占めている。		
②法第3条第2号関係: 当該地域の人口は、平成12年(20,871人)から平成17年(19,728人)の10年間で約5%減少するなど人口の減少が著しい。また、高齢化(平成22年10月時点の毎月流動人口における高齢化率は30.6%)がかなり進んでおり、活性化のためには、定住を促進し、地域間の交流を進める事が必要な区域である。		
③法第3条第3号関係: 農振地域であり、市街地を形成している都市計画用途区域は除いている。		

#### 【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者			農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

茶に関して伊藤園との契約栽培であり、関係機関への内部資料として提示される目標収量に対しての年度別生産量を確認、事後評価する。